

政令第 号

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）の一部の施行に伴い、並びに道路法

（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第九項、第二十七条第一項から第三項まで及び第五項、第四十八条の十九第二項及び第三項並びに第五十三条第一項、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三十二条の二第四項及び第五項並びに第五十四条第一項、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条第二項並びに日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第二十六条第二項の規定に基づき、並びに道路法を実施するため、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第一項の表一の項中「、第四項及び第五項」を「及び第四項から第六項まで」に改め、同表九の項中「第五十条第六項及び第七項」を「第五十条第七項及び第八項」に改め、同表十の項中「第五十条第六項」を「第五十条第七項」に改め、同表十一の項中「第五十条第七項」を「第五十条第八項」に改

め、同条第三項の表四の項中「第二十八条の二第一項」を削り、同表中二十八の項を二十九の項とし、十七の項から二十七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表十六の項中「第五十条第七項」を「第五十条第八項」に改め、同項を同表十七の項とし、同表十五の項中「第五十条第六項」を「第五十条第七項」に改め、同項を同表十六の項とし、同表十四の項中「第五十条第六項及び第七項」を「第五十条第七項及び第八項」に改め、同項を同表十五の項とし、同表中十三の項を十四の項とし、七の項から十二の項までを一項ずつ繰り下げ、同表六の項中「第三項」の下に「第四十八条の六十第二項、第四十八条の六十二第四項」を加え、同項を同表七の項とし、同表五の項の次に次のように加える。

六		
第二十八条の二第一項		
密接関連道路管理者は、道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整	密接関連道路の管理を行う 二以上の道路管理者等は	

第一条の七第四項の表三の項中「及び第二項第三号」を「第二項第三号及び第三項」に、「第三十九

条の四第一項及び第三項から第五項まで」を「第三十九条の四」に、「第三十九条の六第一項及び第三項」を「第三十九条の六第一項から第三項まで」に、「第四十八条の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで」を「第四十八条の二十五」に改め、同表四の項中「第三十三条第三項及び第四項」を「第三十三条第四項」に改め、同条第六項の表九の項中「及び第二項第三号」を「第二項第三号及び第三項」に、「第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで」を「第三十九条の四」に、「第三十九条の六第一項及び第三項」を「第三十九条の六第一項から第三項まで」に、「第四十八条の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで」を「第四十八条の二十五」に改め、同表十一の項中「第三十三条第三項及び第四項」を「第三十三条第四項」に改め、同条第七項中「第三十三条第二項第三号」の下に「及び第三項」を加え、「第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで」を「第三十九条の四」に、「及び第三項、」を「から第三項まで、」に、「第四十八条の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで」を「第四十八条の二十五」に改め、同条第八項中「十二の項、十九の項及び二十一の項」を「十三の項、二十の項及び二十二の項」に改め、同項の表七の項中「第六項」を「第七項」に改める。

第二条の見出し中「工事等」を「管理」に改め、同条第一項中「工事等」を「管理」に改め、「（工事

又は維持をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「工事の」を「管理の」に改め、同項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「工事」の下に「又は指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理」を加え、同条第二項中「工事等」を「管理」に改める。

第四条第一項第六号中「与え」の下に「、法第三十二条第五項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し」を加え、同項第七号中「指定する」を「指定し、及び法第三十三条第三項（同条第五項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議する」に改め、同項第十三号中「通知し」の下に「、法第三十九条の四第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し」を加え、同項第十五号中「をする」を「をし、及び法第三十九条の六第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議する」に改め、同項第二十六号中「行い」の下に「、同条第三項の規定により協議し」を加え、同条第二項中「工事」を「管理」に改める。

第四条の二第一項第五号中「第十七号」を「第十六号」に改め、同項第六号中「協議会」の下に「（道

路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものを除く。」を加え、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条の三第三項中「工事」を「管理」に改める。

第四条の四第一項中「維持又は」を「道路の維持若しくは」に改め、「工事」の下に「又は道路の附属物である自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理」を加え、同項第二号中「第十号」を「第十三号」に改め、同項に次の一号を加える。

五 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十六条の六第一項の規定により道路の区間を指定し、及び必要な措置をとることを命じ、同条第二項の規定により当該区間を周知させる措置をとり、同条第三項の規定により自ら必要な措置をとり、及び車両その他の物件を破損し、並びに同条第四項の規定により他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分すること。

第四条の四第三項中「維持又は工事」を「管理」に改める。

第五条の二第一項第二号中「第十四号」を「第十三号」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の

次に次の一号を加える。

三 第四条の四第一項第五号に掲げる権限

第五条の二第三項中「維持」を「管理」に改める。

第五条の三第一項第二号中「第七号、第十号から第十五号まで、第十八号及び第二十号から第二十九号」を「第九号から第十四号まで、第十七号及び第十九号から第二十八号」に改める。

第六条第二項第二号中「協議会」の下に「（道路啓開計画の作成及び変更に関する協議並びに道路啓開計画の実施に係る連絡調整を行うものを除く。）」を加え、同条第五項第一号中「又は第七号」を削り、同項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第三十三条第二項第三号（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により利便増進誘導区域を指定すること。

第六条第六項第一号中「、第七号」を削り、「第八号、第九号、第十一号」を「第七号、第八号、第十号」に、「第十二号」を「第十一号」に、「第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号」

を「第十九号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十八号」に、「第九号まで」を「第十号まで」に改め、同条第八項中「第四条の二第二項第三号若しくは第六号に掲げる権限又は第五項各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四条の二第二項第三号に掲げる権限

二 第五項各号に掲げる権限

三 法第二十八条の二第二項の規定により協議会を組織すること。

第六条第九項第一号中「第三号及び第七号」を「第四号及び第八号」に改め、同条第十項中「第七号」を削り、「第十一号」を「第十号」に、「第十二号」を「第十一号」に、「第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号」を「第十九号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十八号」に、「第九号」を「第十号」に改める。

第七条第十四号中「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を削る。

第二十条中「第五十条第六項」を「第五十条第七項」に改める。

第二十一条第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」

に、「場合」を「場合又は指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合」に、「工事に」を「工事又は当該管理に」に改め、同条第三項中「又は市町村道」を「若しくは市町村道」に、「維持又は」を「維持若しくは」に、「場合」を「場合又は都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合」に、「工事に」を「工事又は当該管理に」に改める。

第二十三条第二項中「第五十条第六項」を「第五十条第七項」に改め、同条第三項中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又は指定区間外の国道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合」に改め、同条第四項中「又は市町村道の維持又は」を「若しくは市町村道の維持若しくは」に、「場合」を「場合又は都道府県道若しくは市町村道に附属する自動車駐車場の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う場合」に、「当該」を「これらの」に改める。

第三十九条第二項中「第十七号」を「第十六号」に改める。

第四十一条第二項第十四号中「第五十条第六項」を「第五十条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

(道路整備特別措置法施行令の一部改正)

第二条 道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の二条を加える。

(地方道路公社の権限の代行)

第十一条の二 法第三十二条の二第四項の規定により国土交通大臣が地方道路公社に代わつて行う権限(第五項において「国土交通大臣が代行する権限」という。)は、次に掲げるもののうち、国土交通大臣が地方道路公社と協議して定めるものとする。

一 法第十七条第一項の規定により地方道路公社が道路管理者に代わつて行う権限のうち、次に掲げるもの

イ 法第十七条第一項第一号、第三号、第四号、第六号、第七号、第九号から第十八号まで、第二十二号、第二十四号、第二十八号、第三十一号の二から第三十四号まで及び第三十六号に掲げる権限

ロ 法第十七条第一項第二号に掲げる権限のうち、道路法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定により災害復旧に関する工事の施行について協議すること。

ハ 法第十七条第一項第二十一号に掲げる権限のうち、道路法第四十五条第一項、第四十七条の十五及び第四十八条の二十九の四の規定により道路標識又は区画線を設けること。

ニ 法第十七条第一項第二十三号に掲げる権限のうち、道路法第四十六条第一項及び第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

ホ 法第十七条第一項第二十七号に掲げる権限のうち、道路法第四十七条の十四の規定により必要な措置をすることを命ずること。

ヘ 法第十七条第一項第三十五号に掲げる権限のうち、道路法第七十一条第一項又は第二項（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処分をし、又は措置を命じ、及び同法第七十一条第三項前段（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、同法第三十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るもの並びに同法第七十一条第二項第二号又は第三号（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に該当する場合において同法第七十一条第二

項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処分をし、又は措置を命じ、及び同法第七十一条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることを除く。

ト 法第十七条第一項第三十八号に掲げる権限のうち、道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、同法第四十六条第三項又は第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定に係るものを除く。

二 法第十七条第六項の規定により道路管理者の意見を聴き、又は道路管理者に通知すること。

三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十六条の六第八項の規定により地方道路公社が道路管理者に代わつて行う同条第一項から第四項までの規定による権限

2 国土交通大臣は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

3 国土交通大臣は、法第三十二条の二第四項の規定により地方道路公社に代わつて第一項第一号に掲げる権限のうち法第十七条第一項第二十八号に掲げるもの（道路法第四十七条の十八第一項の規定によ

り締結することに限る。）を行おうとするときは、地方道路公社の意見を聴かなければならない。

4 国土交通大臣は、法第三十二条の二第四項の規定により地方道路公社に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を地方道路公社に通知しなければならない。

一 第一項第一号イに掲げる権限のうち、次に掲げるもの

イ 法第十七条第一項第一号又は第十号に掲げる権限

ロ 法第十七条第一項第九号に掲げる権限のうち、道路法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可すること。

ハ 法第十七条第一項第十二号に掲げる権限のうち、道路法第三十九条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により入札占用指針を定めること。

ニ 法第十七条第一項第二十八号に掲げる権限のうち、道路法第四十七条の十八第一項の規定により締結すること。

ホ 法第十七条第一項第三十三号に掲げる権限のうち、道路法第四十八条の六十四の規定による協議（当該協議が成立することをもつて、同法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつた

ものとみなされるものに限る。)をすること。

二 第一項第一号へに掲げる権限のうち、道路法第七十一条第一項又は第二項（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可若しくは同法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

5 国土交通大臣が代行する権限は、法第三十二条の二第三項前段の規定に基づき公示された同条第一項各号に掲げる管理の開始の日から同条第三項後段の規定に基づき公示された当該管理の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。

（管理の特例の場合の読替規定）

第十一条の三 法第三十二条の二第一項の場合における同条第五項の規定による法の規定により読み替えて適用する道路法の規定の適用については、同法第十九条の二第一項中「共用管理施設関係道路管理

者」という。）」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者」という。）」又は国土交通大臣及び当該他の道路の道路管理者」と、同法第二十条第二項中「国土交通大臣である道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第三十九条の二第一項中「道路管理者は」とあるのは「地方道路公社等は」と、同法第四十七条の二第二項中「道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三十二条の二第一項の規定により国土交通大臣が管理を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるとき」と、「の道路管理者」とあるのは「の道路管理者若しくは同法第八条第一項第二十八号若しくは第十七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者又は国土交通大臣」と、同法第四十七条の十五第一項中「道路管理者は、第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項」と、「場合においては」とあるのは「地方道路公社等は」と、「道路管理者」とあるのは「地方道路公社等」とするほか、次の表の第二欄に掲げる同法の規定中同表の第三欄に掲げる字句を法第三十三条、第三十五条、第三十六条、第四十条第二項又は第五十四条第一項の規定により読み替えた同表の第四欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第五欄に掲げる字句とする。

二	一	項
号 第二号、第七号及び第八号 第二条第二項第五号	第二条第二項第二号	読み替える道路法の規定
第十八条第一項に規定する道路管理者	第十八条第一項に規定する道路管理者	読み替えられる字句
地方道路公社	地方道路公社	法第三十三条、第三十五条、第三十六条、第四十条第二項又は第五十四条第一項の規定により読み替えた字句
地方道路公社等	地方道路公社又は国土交通大臣（以下「地方道路公社等」という。）	読み替える字句

三		
第十八条第一項		
第十二条、第十三条 第一項若しくは第三 項、第十五条、第十 六条又は前条第一項 から第三項までの規 定によつて道路を管 理する者（指定区間 内の国道にあつては 国土交通大臣、指定 区間外の国道にあつ ては都道府県。以下 「道路管理者」とい う。）	地方道路公社	地方道路公社等

	五	四	
第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第三十三條第一	第二十条第五項	第二十條第一項、第九十三條	
道路管理者	第二項の規定による 国土交通大臣と当該 他の工作物に関する 主務大臣との協議が 成立した場合又は前 二項	者 当該道路の道路管理	
地方道路公社	前二項	地方道路公社	
地方道路公社等	第二項の規定による 国土交通大臣と当該 他の工作物に関する 主務大臣との協議が 成立した場合又は前 二項	地方道路公社等	

項、第三十四条から
第三十六条まで、第
三十八条、第三十九
条の三第一項、第三
十九条の四第一項か
ら第三項まで及び第
五項、第三十九条の
五第一項、第三十九
条の六第一項から第
三項まで、第三十九
条の七第二項、第三
十九条の九、第四十
条第二項、第四十三

条の二、第四十四条
の三第一項から第五
項まで、第四十五条
第一項、第四十六条
第一項及び第二項、
第四十七条第三項、
第四十七条の二第一
項及び第五項、第四
十七条の十四、第四
十七条の十五第二
項、第四十七条の十
七第一項、第四十七
条の十八第一項、第

四十八条の二十九の
三、第四十八条の二
十九の四、第四十八
条の三十二、第四十
八条の三十三、第四
十八条の四十九第二
号、第四十八条の六
十四、第六十六条第
一項、第六十七条の
二、第六十八条、第
六十九条第一項、第
七十一条第一項から
第三項まで及び第五

九		八	七	
第二十四条		第二十一条	第二十条第六項	項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第五項前段
道路管理者の	道路管理者以外	協議	道路管理者と	
地方道路公社の	道路管理者及び地方道路公社以外	地方道路公社が協議	地方道路公社と	
地方道路公社等の	道路管理者及び地方道路公社等以外	協議 地方道路公社等が協議	地方道路公社等と	

十四	十三	十二	十一		十
第四十一条	第三十九条の七第四項	第三十九条の四第四項	第三十九条の二第七項、第三十九条の五第二項、第四十七条の十八第二項		第三十九条の二第六項
道路管理者	道路管理者	当該道路管理者	道路管理者は	道路管理者は、	道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）
道路公社	道路管理者及び地方機構等	当該地方道路公社	地方道路公社は	道路管理者は、地方道路公社が	地方道路公社
道路公社等	道路管理者及び地方道路公社等	当該地方道路公社等	地方道路公社等は	道路管理者は、地方道路公社等が	地方道路公社等

十七	十六	十五
第四十七條の二第三項	第四十五條の二第二項	第四十四條の三第八項
道路管理者が	道路管理者は、	道路管理者
道路管理者又は道路整備特別措置法第八條第一項第二十八号若しくは第十七條第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者が	地方道路公社は、	機構等又は会社
道路管理者若しくは道路整備特別措置法第八條第一項第二十八号若しくは第十七條第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者又は国土交通大臣が	地方道路公社は、地方道路公社等が	地方道路公社等

第五十七條

道路管理者以外の者		道路管理者及び地方 道路公社以外の者	道路管理者及び地方 道路公社等以外の者
同条の規定により道 路管理者の承認を受 けた者	道路整備特別措置法 第十七条第一項第七 号の規定により第二 十四条本文の規定に よる道路管理者の権 限を代わつて行う地 方道路公社の承認を 受けた者	道路整備特別措置法 第十七条第一項第七 号の規定により第二 十四条本文の規定に よる道路管理者の権 限を代わつて行う地 方道路公社若しくは 同法第三十二条の二 第四項の規定により 当該権限を地方道路 公社に代わつて行う	道路整備特別措置法 第十七条第一項第七 号の規定により第二 十四条本文の規定に よる道路管理者の権 限を代わつて行う地 方道路公社若しくは 同法第三十二条の二 第四項の規定により 当該権限を地方道路 公社に代わつて行う

	第七十一条第四項	
基づく処分	道路管理者（第九十七條の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ	
備特別措置法第八条	機構等又は有料道路管理者（道路整備特別措置法第十八条第四項に規定する有料道路管理者をいう。以下同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ	
備特別措置法第十七		国土交通大臣の承認を受けた者 地方道路公社等は、その職員のうちから道路監理員を命じ

第一項第十三号、第十四号、第二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十一号若しくは第三十三号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十七号若しくは第二十九号の規定により道路管理者に代わつて機構若しくは	条第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十七号若しくは第二十九号の規定により道路公社に代わつて国土交通大臣が行うもの
--	--

第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分		
	地方道路公社が行うもの若しくは有料道路管理者が行うもの	
同法第八条第一項第三十九号又は第十七条第一項第三十五号の規定により道路管理者に代わつて行う第一項若しくは第二項の規定による機	同法第十八条第一項第三十五号の規定により道路管理者に代わつて行う第一項若しくは第二項の規定による地方道路公社の処分又は同法第三	同法第十七条第一項第三十五号の規定により道路管理者に代わつて行う
構等の処分又は第一項若しくは第二項の規定による有料道路管	十二条の二第四項の規定により地方道路公社に代わつて行う	

二十	第九十三条	当該道路管理者	当該地方道路公社
			理者の処分
			第一項若しくは第二項の規定による国土交通大臣の処分
			当該地方道路公社等

第十五条第一項の表中三十八の項を四十二の項とし、二十一の項から三十七の項までを四項ずつ繰り下げ、二十の項を二十三の項とし、同項の次に次のように加える。

二十四	第二十八条の二第二項	連絡調整、踏切道密 接関連道路（踏切道 改良促進法（昭和三十 六年法律第百九十 五号）第三条第一項 に規定する踏切道密 接関連道路をい	連絡調整	連絡調整
-----	------------	---	------	------

第十五条第一項の表中十九の項を二十二の項とし、十八の項の次に次のように加える。

		う。）の改良の方法に関する協議その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議	
十九	第二十二條の三第二項	二以上の道路管理者	会社及び道路管理者（他の会社が管理する道路整備特別措置法第二十三條第一項第一号に規定する会社管理高速道路にあつては当該他の会社、他の地方道路公

二十一	第二十二條の三第三項	道路管理者（密接関連道路管理者）	会社及び道路管理者（密接関連道路管理者等	地方道路公社及び道路管理者（密接関連道路管理者等	
二十	第二十二條の三第一項、第五項及び第六項、第二十八條の二第一項	密接関連道路管理者	密接関連道路管理者等	密接関連道路管理者等	
			社、同法第三十一條第一項に規定する公社管理道路にあつては地方道路公社。第三項において同じ。）	社が管理する同法第三十一條第一項に規定する公社管理道路にあつては当該他の地方道路公社。第三項において同じ。）	

第十五条第二項の表中三十二の項を三十四の項とし、九の項から三十一の項までを二項ずつ繰り下げ、八の項の次に次のように加える。

九	第二十二條の三第一項	二以上の道路管理者	有料道路管理者及び道路管 理者
十	第二十二條の三第三項	道路管理者（	有料道路管理者及び道路管 理者（

第十六条中「が協議」との下に「、同法第二十八条の二第一項中「連絡調整、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）の改良の方法に関する協議その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議」とあるのは「連絡調整」とを加え、同条の表中二十五の項を二十七の項とし、七の項から二十四の項までを二項ずつ繰り下げ、六の項の次に次のように加える。

七	第二十二條の三第一 項	二以上の道路管理者	国土交通大臣及び道 路管理者	会社及び道路管理者
---	----------------	-----------	-------------------	-----------

八	第二十二條の三第三項	道路管理者（密接関連道路管理者	国土交通大臣及び道路管理者（密接関連道路管理者等	会社及び道路管理者（密接関連道路管理者等
---	------------	-----------------	--------------------------	----------------------

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第三條 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二條の表中三十一の項を三十四の項とし、八の項から三十の項までを三項ずつ繰り下げ、七の項を削り、六の項を九の項とし、同項の次に次のように加える。

十	第二十八條の二第一項	連絡調整、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）の改良の方法に	連絡調整
---	------------	---	------

	関する協議	

第十二条の表五の項を同表八の項とし、同表四の項中「第二十二條の二」を「第二十二條の三」に改め、同項を同表七の項とし、同表三の項の次に次のように加える。

四	第二十二條の三第一項	
五	第二十二條の三第一項、第五項及び第六項、第二十八條の二第一項	密接関連道路管理者
六	第二十二條の三第三項	道路管理者（密接関連道路管理者）
	道路（二以上の道路管理者	高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路（国土交通大臣及び道路管理者
	密接関連道路管理者等	者（密接関連道路管理者等

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第四条 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表第二十二條の二、第二十四條の項の次に次のように加える。

第二十二條の三第一項		二以上の道路管理者	管理有料高速道路承継会社及び道路管理者（他の管理有料高速道路承継会社が管理する管理有料高速道路にあつては、当該他の管理有料高速道路承継会社。第三項において同じ。）
第二十二條の三第一項、第五項及び第六項、第二十八條の二第一項	密接関連道路管理者	密接関連道路管理者等	
第二十二條の三第三項	道路管理者（密接関連道路管	管理有料高速道路承継会社	

	理者	及び道路管理者（密接関連道路管理者等
第二十八条の二第一項	連絡調整、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）の改良の方法に関する協議その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議	連絡調整

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

(道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正)

2 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令(昭和二十四年政令第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「(同令第四条第一項第一号に掲げる権限に係る部分に限る。)」を削る。

(都市再生特別措置法施行令の一部改正)

3 都市再生特別措置法施行令(平成十四年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第十四号」を「第十三号」に改める。

理 由

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、道路の附属物である自動車駐車場の管理に係る道路管理者の権限の代行に関する規定を整備する等道路法施行令その他の関係政令の規定の整備等を行う必要があるからである。